第４３９回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年４月２５日（金）午後２時開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１６人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　９人
平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、
鈴木章推進委員
傍聴　　なし

４　欠席委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程５　議　第３号　民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願について
日程６　議　第４号　令和７年度上山市農業委員会運営方針について
日程７　承認　第１号　令和６年度上山市農業委員会事業報告について
日程８　報告第１号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程９　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程10　報告第３号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程11　報告第４号　非農地証明書の交付について
日程12　報告第５号　承認した農地改良届出について
日程13　報告第６号　令和７年度上山市農業委員会歳入歳出予算について

６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、４月１８日に告示になりました、第４３９回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年４月１８日、上山市農業委員会告示第４号により、令和７年４月２５日、第４３９回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年４月１８日付け農委第３４号をもって、第４３９回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４３９回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１６人となっております。また、推進委員が９人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、８番、冨田憲一委員、１５番、原田広幸委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は美咲町二丁目在住の〇〇氏、会社員、譲受人は相生在住の〇〇氏、農業であります。相生地内の畑２筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はい

	ずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１５番、原田広幸委員。
原田委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。２１日に〇〇氏から聞き取りを行いました。この土地は現在〇〇氏が作物を作っている土地になります。〇〇氏の方からもらってもらえないかとの話があり、今回の案件に至りました。〇〇氏は農業に一生懸命に取り組んでおり、〇〇もしております。特に問題はないかと思われますが、なおご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は上生居在住の〇〇氏、農業、譲受人は原口に事務所を有する有限会社〇〇、農業であります。上生居地内及び須田板地内の畑４筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番、奈良崎洋一委員。

奈良崎委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。１９日に両者と現地調査を行いました。〇〇氏が現在病気療養中で農業に従事出来ないことから、この土地を手放すことにしたそうです。〇〇ではそばを植え、これから宮生そば組合に入るとのことです。何ら問題ないかと思われますが、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して説明いたします。貸し人は皆沢在住の〇〇氏、農業、〇〇氏、農業、借り人は長清水一丁目在住の〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑７筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。借り人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１１番、長沼健司委員。
長沼委員	整理番号１及び２について、現地調査の結果を報告します。〇〇氏は今年より新規参入で農家をする方になります。今年の３月までは〇〇にて２年間研修を受けておりました。〇〇氏は自分の農地を持っていない

	ため、私の方で近くの農地を借りれるよう世話をしました。新規参入者は本来であれば農地専門委員会にかけなければなりませんが、取得面積が２，０００平米以下のため聞き取りは行っておりません。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号１及び２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 ７件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は下生居在住の〇〇氏、千葉県船橋市在住の〇〇氏であります。下生居地内の田２筆について使用貸借権又は賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１及び２については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。借り人は相生に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は山形市在住の〇〇氏であります。三上地内の田１筆、畑３筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要

	件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。
議長	日程５、議第３号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。願人は、山形市在住の〇〇氏、会社員であります。牧野地内の畑４筆について、農地法第３条第１項の適用を受ける土地の競売に参加するため、競落人となった場合には、同法同条の許可を得られる者であることを証明するものであり、入札に関する情報、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。 なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請があった場合において、本来は改めて総会に諮る必要がありますが、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとすることといたします。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規権利取得希望者については、農地専門委員会で聞き取りを行っておりますので、農地専門委員長より聞き取り結果について報告をお願いします。

長沼委員長	○○氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。１５日に農地専門委員会を開きました。こちらの３条の許可がなければ入札にも参加できないものであります。該当の土地は一部農地となっておりますが、ドッグランと駐車場となっている場所がありまして、落札した場合には全て農地に戻すという念書を頂き３条の許可を出すことにいたしました。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第３号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願については原案のとおり証明することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程６、議第４号、令和７年度上山市農業委員会運営方針について議題といたします。まず、基本方針について会長である私から説明いたしますので、別冊総会資料の４ページをお開き願います。 【以下、基本方針を読み上げて説明】 ２　事業計画については、会長職務代理者より説明いたします。
原田代理	２　事業計画についてご説明いたします。（１）諸会議の開催について、総会、運営委員会、全員協議会（５ページをお開きください。）、専門委員会、最適化推進会議の日程については記載のとおりであります。 また、以下、 （２）農地調整関係業務の適正執行 （３）農地中間管理事業 について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。 （４）農地利用の最適化の推進 （５）農政、農業振興の活性化　　６ページをお開きください。 （６）研修事業の実施 （７）認定農業者の育成・確保

	（８）農業者年金への加入促進と組織への支援活動 （９）農業委員会業務に係る相談活動の充実・強化 （１０）農業委員会活動、農政農地に関する情報宣伝活動 について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第４号令和７年度上山市農業委員会運営方針については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程７、承認第１号、令和６年度上山市農業委員会事業報告について、会長職務代理者、各専門委員長、広報紙編集委員長、事務局長より説明いたします。はじめに、会長職務代理者より報告いたします。
原田代理	承認第１号、令和６年度上山市農業委員会事業報告について説明いたしますので、７ページをお開き願います。 令和６年度上山市農業委員会事業報告 農業委員の業務では、毎月の総会における農地法に基づく許可等について、法令に基づく適正な審議を行いました。特に農地法第３条については、すべての事案において現地調査を行いました。 農業委員会の大きな役割として位置づけられている「農地の利用最適化」については、最適化推進会議の開催や各農業委員、推進委員が個々に活動し、担い手への集約、新規就農者の支援などに努めながら、全体として農地の有効活用に向けた取組みを進めました。 遊休農地の解消に向けては、農地パトロールや利用状況調査による現状把握に務め、遊休農地であった場合にはその解消に向けて、農地利用意向調査を実施するなど、各農家へ働きかけを行いました。 農業委員、推進委員の個別の活動では、農地の巡回や各農家への相談活動を行い、効率的な農地の集積を進めるとともに、担い手の育成・支

	援に努め、地域農業の振興を図りました。さらに、地域や農家が抱える課題を本市の農林施策に反映させるため、認定農業者との意見交換などを実施し、市長に対して意見書および要望書を提出しました。 （１）～（４）については、各種会議、研修会等の日程とその内容について記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。
議長	次に、農政専門委員長お願いします。
後藤 委員長	農政に関することについて報告いたしますので、１２ページをお開き願います。（１）農政専門委員会は５回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。 また、以下、 （２）意見・要望 （３）農業労働力関係 （４）賃借料情報の提供 （５）視察研修 について、それぞれ記載のとおり実施しました。報告は以上です。
議長	次に、農地専門委員長お願いします。
長沼 委員長	農地に関することについて報告いたしますので、１３ページをお開き願います。（１）農地専門委員会は５回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。 また、以下、 （２）新規就農者対策 （３）認定農業者に関する業務 （４）遊休農地対策 （５）農地台帳の整備 について、それぞれ記載のとおり実施しました。１４ページをお開きください。 （６）農地法等に基づく許可・届出の状況について、令和６年度の事務処理状況を記載しております。報告は以上です。
議長	次に、広報紙編集委員長お願いします。
山川 委員長	広報に関することについて報告いたしますので、１５ページをお開き願います。（１）広報紙編集委員会は２回開催しており、期日・内容につい

	ては記載のとおりです。（２）広報紙の発行について、１１月２５日、３月２５日の２回発行しております。それぞれの掲載内容については記載のとおりです。 報告は以上です。
議長	次に、事務局長お願いします。
事務局長	年金に関することについて報告いたしますので、１６ページをお開き願います。（１）農業者年金受給者等の状況については記載のとおりです。（２）農業者年金の加入促進及び受給相談について、前年度に引き続き制度の周知と加入促進に努めました。また、年金受給手続きについても指導、相談を行いました。なお、昨年度は１名の新規加入がありました。（３）現況届の受付について、農業者年金受給者の状況を確認するため、受給者より「現況届」を提出いただきました。受給停止に該当しないことを確認のうえ、現況届は農業者年金基金に送付しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。よって、報告のとおり承認されました。
議長	日程８、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の５ページをお開きください。２件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇であります。宮脇地内の畑１筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。貸し人は栄町一丁目在住の○○氏、借り人は楢下在住の○○氏であります。楢下地内の田３筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の６ページをお開きください。１０件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありません。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は小穴在住の○○氏、借り人は小穴在住の○○氏で、両者は親子であります。小穴地内の畑１筆

	について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１１、報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の８ページをお開きください。５件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑２筆について申請があったものです。昭和４４年に住宅を建築し、以後宅地として使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は高松在住の〇〇氏であります。葉山地内の畑１筆について申請があったものです。昭和３９年に旅館を建設し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。申請人は山形市に事務所を有する〇〇氏であります。葉山地内の畑５筆について申請があったものです。昭和３９年に旅館を建設し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について報告いたします。申請人は山形市に事務所を有する〇〇氏であります。葉山地内の畑１筆について申請があったものです。昭和３９年に隣接地に旅館が建設され、不耕作となったもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について報告いたします。申請人は熊本県熊本市在住の〇〇氏であります。旭町二丁目地内の畑１筆について申請があったものです。車庫として利用するため、昭和４６年に５条の届出をしていましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。土

	地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１２、報告第５号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。所有者は中山在住の〇〇氏、施行者は中山在住の〇〇氏であります。田を畑として利用するため盛土を行い栽培に適した条件に改良するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。所有者は高野在住の〇〇氏、施行者は三本松に事務所を有する株式会社〇〇であります。田をぶどう畑として利用するため盛土を行い土壌改良をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１３、報告第６号、令和７年度上山市農業委員会歳入歳出予算につ

	いて報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第６号、令和７年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたしますので、別冊総会資料１７ページをお開きください。 歳入についてご説明いたします。 １４款使用料及び手数料につきましては、農業関係証明手数料３万２千円を計上しております。 １６款県支出金につきましては、農業委員会交付金ほか３つの交付金・補助金１２１２万３千円を計上しております。 ２１款諸収入につきましては、農業者年金事務委託費等２６７万５千円を計上しており、令和７年度の農業委員会の歳入合計は１４８３万円となるものであります。 歳出につきましては、 委員会運営費においては、１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで計２４３７万２千円を計上しております。 農業者年金事業費につきましては、農業者年金事業に係る事務経費を１０万円計上しております。 農地中間管理事業費につきましては、農地中間管理事業に係る地域連携推進委員報酬や事務経費等を６２８万１千円計上しております。 農用地有効活用推進事業費につきましては、遊休農地解消補助であるやまがた農地リフレッシュ＆アクション事業費補助金を２００万円計上しており、令和７年度の農業委員会の歳出合計は３２７５万３千円となるものであります。 なお、職員人件費は除いており、また、歳出と歳入の差につきましては、市税、地方交付税等により補填されるものであります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後２時５２分）

議事録署名委員

議事録署名委員